

第9回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第9回定例会

令和2年12月25日

開会 13時30分

閉会 16時00分

出席委員
(23名)

会長 依田繁二

会長代理 若林泰平

1 荻原勝夫

14 齊藤敏彦

2 深井佳人

15 関敏夫

3 武井誠

16 小宮山信幸

5 関一夫

17 小野澤文利

6 小林澄男

18 笹平民男

7 小山孝幸

推進 射手誠司

8 青木茂良

推進 佐藤邦利

10 成山喜枝

推進 関泰秀

11 柳澤峰晴

推進 杉田修司

12 宮下通

推進 荻原清一

13 大塚賢

欠席委員

議事録署名委員

1 荻原勝夫委員

2 深井佳人委員

出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて

第8回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第9回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、先月の小春日和の暖かさから、一転して寒さが厳しくなり冬到来となりました。日本海側を中心に大雪情報が伝えられておりますが、これも温暖化による異常気象と思われます。新型コロナウイルス感染状況ですが、長野県内は1、000人を越え日に日に厳しさが増している感じがします。東御市も4例目の発生が確認されています。今以上に予断を許さない状態です。会議の時間も毎回ですが、時短で終了するよう役員会で確認しました。本日の会議は2時間以内で終了する様ご協力をお願いしますして、定例総会に入ります。議事録署名は1番、荻原勝夫委員と2番、深井佳人委員をお願いします。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では、野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではブロッコリーを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では苗木の育苗を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

入することになりました。クルミを栽培する予定です。ご審議よろしくお
願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に
ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につ
きまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 説明します。場所は〇〇に隣接する土地です。譲渡人は〇〇さん譲受人
は〇〇さんで親戚関係です。譲渡人の〇〇さんは、高齢で後継者がいない
ため、譲受人の〇〇さんに耕作をしてもらっていました。このような経過
があり、今回〇〇さんに譲り渡すことになりました。問題はないと思いま
すが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に
ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につ
きまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 申請地は、〇〇にあります。譲渡人の〇〇さんは農業はしてなく、近隣
の方に貸して耕作をしている状況です。売買の話になり、譲受人の〇〇さ
んに譲ることになりました。〇〇さんは専業農家です。申請地では野菜等
を作る予定です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に
ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につ
きまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 申請地は、〇〇のところですか。譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは造園業でおよそ30年〇〇さんから借りて、造園用の樹木等を植えて利用していました。前の所有者は死亡していますが、生前口約束で譲り渡す話をしていました、〇〇さんは相続で取得して、〇〇さんに譲り渡すことになりました。申請地は、引き続き造園業で使用する予定です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、青木委員より説明をお願いします。

青木委員 説明します。申請地は〇〇と〇〇で2筆です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。2人は従兄弟で、〇〇さんの母親は申請地の近くに住んでいますが、耕作はしていませんでした。〇〇さんの父にお願いして耕作をしていました。今回話し合いをして譲り渡すことになりました。何年も稲作や野菜を作っていましたので、問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 先月の5条案件で太陽光発電施設を申請した隣の畑になります。譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは、クルミを栽培しています。譲渡人は父の代まで耕作をしていましたが、長年耕作放棄になっていました。山林化してあぜ道もわからないほどでした。境界線もわからなくなっていました。譲渡人は農業規模を縮小していますので、申請地をなんとかしたいと〇〇さんに相談して今回の申請になりました。〇〇さんは農業の発展に力を入れている方ですので、適任者かと思いますが、よろし

くお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にならないようので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 場所は、〇〇になります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は原口の〇〇さんで水稻、野菜を栽培しています。譲渡人の〇〇さんは、申請地の近くに実家があります。〇〇に住んでいるため耕作はしていませんでした。譲受人の〇〇さんは申請地に隣接している場所に住んでいます。農業規模を拡大したいため、譲り受けることになりました。申請地では、野菜を栽培する予定です。問題はないと思いますがご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にならないようので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地に隣接する自宅駐車場が手狭なため、駐車場を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 申請者は、〇〇さんで自宅のすぐ側に相続で得た農地を駐車場にしたいという事です。自宅兼電気設備会社の事務所があり、駐車場が不足してお

りました。家族の車、会社の車、来客用と台数が増え8台分確保したいため申請しました。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について説きます。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地で、4条申請の隣接地になります。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、兄妹です。譲受人は隣接する自宅駐車場が手狭なため、駐車場を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は市内でプラスチックリサイクル業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣地の会社敷地が手狭なため、申請地と申請地北の山林に駐車場を計画するものです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分1を超えない拡張のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、外3筆、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で宅建業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方2名です。譲受人は〇〇や〇〇で宅地分譲等の実績があります。申請地にて221平方メートルから300平方メートルの8区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、使用貸借権設定、図面は16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、夫婦です。譲受人夫婦は現在、アパートに住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。申請地は水管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇及び〇〇

と教育施設がある第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、使用貸借権設定、図面は18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親族です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、外1筆、所有権移転、図面は20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接する自宅駐車場が手狭なため、駐車場拡張を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号7、〇〇外1筆、所有権移転、図面は22ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人は市内で土木工事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在資材置場を借地にて確保していますが、手狭になっており、返還を迫られていることから、自社用地による資材置場を計画するものです。なお、申請地は令和2年9月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、所有権移転、図面は24ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は空き家バンクを活用し、申請地に隣接する住宅を購入予定で、合わせて申請地を駐車場として利用を計画するものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号9、〇〇、使用貸借権設定、図面は26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。堆肥貯蔵施設敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は申請地に隣接する牧場の堆肥舎で製造した堆肥の保管施設を計画するものです。農用地区域内農地ですが、転用目的が堆肥貯蔵施設ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

4条の1で承認いただいた案件と関連しております。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで兄妹です。相続により取得した農地です。駐車場敷地拡張のため、譲り受けることになりました。詳細は4条で説明したとおりです。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 場所は、〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。会社の敷地が手狭になり、仕事に影響が出ているそうです。農地パトロールで確認したところ、遊休耕作放棄地となっていて、北側は山林で一体化している場所でした。譲渡人と相談して、社員の駐車場、来客用の駐車場に使いたいという事で所有権移転の話となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇にある農地と山林です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。譲受人は山林含めて8区画で宅地分譲をするという事です。周辺農地への影響は少なく問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

宮下委員 説明します。譲受人、譲渡人は夫婦で〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さ

んの祖父の農地で遺産相続で譲り受けたものです。住宅を建てたいという事です。この農地は小石が多く耕作するには不適切な場所です。道路に面してしまっていて〇〇の近くです。問題はないと思いますが、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。ので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 譲受人は〇〇さん、譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの妻の祖父です。使用貸借権設定で住宅を建てるという事です。〇〇に面して、第1種住居地域で用途地域内の第3種農地で、近隣の方の了解を得ていますので、問題はないと思いますが、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。ので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの家のすぐ前の農地です。駐車場にしたいということです。面積は11.43平方メートルと少ないですが、譲り受けたいそうです。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようです。ので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 譲渡人の〇〇さんは〇〇在住で相続により取得しました。譲受人の〇〇は、〇〇の関連会社です。使用目的ですが、土地基盤調査評価を行う会社で、機械を置く場所として使用したいそうです。現在は〇〇の駐車場を借りて使用していましたが、手狭になったということです。近隣の方には了承いただいているということです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 農振除外となっているわけですが、集落接続の基準はどうなっているのか説明をお願いします。

事務局 集落接続の考え方ですが、実際の状況に合わせて県と確認しながら事務を行っています。今回のケースですが、近くに〇〇の事務所、〇〇の事務所、〇〇の機械置場があるということで、県と協議をしながら集落接続として問題はないと判断しました。

小野澤委員 以前は北御牧地区、東部地区で分かれていましたが、今は上田地域振興局が管轄ですか。

事務局 東御市は上田地域振興局です。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号7の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 今回の申請地ですが、〇〇のところですが。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおります。〇〇に家がありますが空き家になっていて、空き家バンクに登録していました。譲受人の〇〇さんは〇〇出身で現在は〇〇に住んでいます。移住に向けて〇〇、〇〇で探しておりました。駐車場がないということで今回の案件となりました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号9の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 説明します。〇〇の案件です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで親子です。堆肥貯蔵施設が不足していてもう1棟増やしたいということです。環境保全是申請中です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

宮下委員 申請地の周辺に宅地がありますが堆肥置場の許可は出ますか

事務局 農地転用許可に際しては問題ありません。

議長 衛生管理はしっかり行っていただきたいと思います。他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号9の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第4号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案農地利用集積計画12月分について説明します。資料6、7ページが通常の利用権設定です。26件、37筆、合計48、674平方メートルです。資料8ページが所有権移転となります。3件、4筆、合計3、701平方メートルです。資料9ページが中間管理事業を使った利用権設定です。4件、8筆、合計6、341平方メートルです。全体の合計は33件、49筆、58、716平方メートルです。以上です。

小野澤委員 〇〇はどういう法人ですか

事務局 法人成立は令和2年12月3日になります。〇〇さんがシェアハウスをやりながら農業も行いたいということで、農地の利用権を法人に切り替えました。

小野澤委員 〇〇はどこの集落ですか

事務局 ○○です。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。第4号議案農地利用計画について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして報告第1号農地法第5条の規定による許可の取消しについて事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第5条の規定による許可の取消しについて報告します。

○○、図面は28ページをご覧ください。○○にある農地です。平成29年10月10日付けで農地法第5条の許可がおりている譲渡人の○○から譲受人の○○への住宅用地として転用許可について、このたび、連名による取消申請があり、令和2年12月11日付けで取消承認となりました。なお、農地転用許可の取消し要領に基づき、12月7日に担当農業委員の若林代理と現地確認をいたしましたところ、耕作の用に供されていることが確認できたほか、その他の取消要件の基準も満たしていることが確認できました。以上1件の取消について、報告させていただきました。

議長 ありがとうございます。続きまして、第8回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第8回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は2件の申請です。

1件目は○○さんで2回目の更新です。営農類型は現状、目標ともに稲作です。農業経営の現状及び改善に関する目標は、年間所得を現状32万から目標400万にしたいそうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産量として9,000キロを増やしたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、品種改良の検討、研究を進めたいそうです。農業用機械等の取得計画ですが、特に計画はないそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。武井委員より説明をお願いします。

武井委員 ○○さんは、○○で稲作を5、6ヘクタール営んでいる方で、○○さんがメインで耕作をしていて、奥さんは補助しています。繁忙期は臨時雇用

で何人か雇っています。機械はトラクター2台、田植え機8条1台、4条1台所有しています。区画整理されていますので一人で行っているそうです。収穫後の乾燥機も所有して、販売もしています。ヤマト運輸のドライバーとしても働いています。65才までは、兼用でやりたいそうです。後継者は現状いませんが、娘さんの子供が大きくなり、農業をやりたいという期待がありますのでそれまでは、頑張りたいそうです。離農する人が増えているので、個人的にはこれからも続けてほしいです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。1件目の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして2件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局

2件目は〇〇で2回目の更新です。営農類型は現状、目標ともに果樹類です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、ブドウを70アールほど作付面積を拡大するそうです。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業ですが、ブドウ加工ということで、セミドライフルーツなどを作っています。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、目標として温度管理等の自動化外部委託、センサーの導入により、温度、灌水の管理をしたいそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置でインターネットショップをしたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画として、乗用モア2台、スピードプレーヤー1台、灌水システム1ヘクタール、灌水用貯水タンク4ヶ所、トレリース式ブドウ棚50アール、バックホー小型1台、トラクターローター付小型1台、雨よけハウス1棟を取得したいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。深井委員をお願いします。

深井委員

〇〇につきましては、会社組織にして10年ほど経ちますが、元になる農園につきましては、昭和30年頃立ち上がりました。ぶどうは30種類栽培しております。ワイン、ぶどうジュース、ドライフルーツ等付加価値の高いものを作っております。昔の農家とは違う今に合った経営をしています。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。私も〇〇さんのホームページを見ましたが、とても素晴らしい経営をしていると思いました。

ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。2件目の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。農業経営改善計画の意見聴取について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)

